

三次市立和田小学校個人情報取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三次市個人情報保護条例(平成17年三次市条例第45号)に基づき、学校における児童等に関する個人情報の漏洩等の事故を防ぐため、個人情報の取扱に関し、必要事項を定めるものとする。

(個人情報の定義)

第2条 この規程で「児童等に関する個人情報」とは、生存する児童等(※1)に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の児童等を識別することができるもの(他の情報と照合ができ、それにより特定の児童等を識別することができることとなるものを含む。)を言う。

(個人情報の管理)

第3条 学校における児童等に関する個人情報の管理については、次の各号に定めることにより管理するものとする。

- (1) 印刷された児童等に関する情報については、文書管理表により保管庫に保存するとともに管理担当者が定期的に確認すること。
- (2) 電磁的手法で記録された児童等に関する個人情報については、原則、和田小学校ファイルサーバーにて保管・管理し、校外への持ち出しはしないこととする。職員室の職員用コンピュータ及び三次市貸与のコンピュータの本体に組み込まれたハードディスク等には保存しないこと。
- (3) 持ち出しを禁止するものについては、「禁帯出」のシールを貼付して、他の文書と区別すること。
- (4) 児童等が、容易に閲覧、利用、持ち出しができないよう校長は、適切に管理する。
- (5) 私物の情報機器の業務利用をする場合は、管理職に誓約書を提出し、誓約した内容を遵守すること。

(個人情報の保管)

第4条 児童等に関する個人情報は、指定の保管場所へ保管し管理する。

- (1) 「指導要録(抄本も含む)」, 「個人ファイル(学籍に関するもの)」, 「就学援助費, 就学奨励費に関する帳簿」は金庫にて保管する。
- (2) 「成績一覧表」, 「試験問題・解答用紙」は, 金庫にて保管する。
- (3) 「健康診断票」は, 保健室の鍵のかかるロッカーにて保管する。

- (4) 「個人連絡先」は職員室の鍵のかかる書庫にて保管する。「週案簿」，「起案文書」は，職員室ロッカーにて保管する。
- (5) 「各種学力調査関係文書等」は，職員室の鍵のかかる書庫にて保管する。
- (6) 出席簿は，出席簿ケースにて管理する。

(個人情報の持ち出し上の分類)

第5条 児童等に関する個人情報は，原則として校外に持ち出さないこととするが，次により分類するものとする。

- (1) 持ち出しを禁止するものは，「指導要録（抄本も含む）」，「出席簿」，「健康診断票」，「成績一覧表」，「個人ファイル（学籍に関するもの）」，「就学奨励費，就学援助費に関する帳簿」等とする。
- (2) (1) 以外の個人情報（定期試験解答用紙，名簿，連絡一覧等）については，持ち出すことができる。

(個人情報を持ち出す場合の手続き)

第6条 事務処理上の必要から第5条(2)に関わる個人情報等を校外に持ち出す場合は，次の各号に定めるところの手続きを踏み，取扱うものとする。

- (1) 持ち出し可能な文書等（コンピュータ本体から容易に外せる記憶媒体（F D，USBメモリ等）を含む）を校外に持ち出す場合は，個人情報の外部持ち出し承諾書で承認を得た上で持ち出すことができる。
- (2) 電磁的手法で記録された個人情報（コンピュータ本体から容易に外せる記憶媒体（F D，USBメモリ等）を含む）の場合は，第6条(1)での外部持ち出し承諾を得た上で，外部記憶媒体の使用承諾を取った記憶媒体でのみ持ち出すことができる。
- (3) 個人情報は鞆等に入れて，必ず身につけて移動することとし，目的地に直行すること。
- (4) 持ち出し期間終了日には必ず，持ち出し簿に記入・押印して確認を行う。また，記憶媒体に保存したものは，必ず期間終了日に消去すること。

(その他の留意事項)

第7条 児童等に関する個人情報の保護の重要性にかんがみ，次の各号についても十分に留意すること。

- (1) 児童等に関する個人情報の保護についての校内研修を学期に1回実施すること。
- (2) 学校ホームページでの情報公開においては，児童等に関する個人情報の漏洩等のないよう注意するとともに，児童等の肖像権や著作権等にも十分配慮すること。
生徒，保護者の氏名，写真，著作物等については，毎年，年度当初に「和田小学校ホームページ個人情報掲載承諾書」により同意を得たもののみによること。

- (3) 携帯電話等については、児童等の連絡先や保護者名等の個人データが登録されていることもあるので、取扱に十分注意すること。
- (4) 各個人の携帯電話等には、原則、児童及び保護者のメールアドレス等は登録しないこと。また、やり取りも同様に原則禁止する。
- (5) 学校外で作成し保存された記憶媒体中の情報は、ウイルスチェック等を行った上で、校内の専用コンピュータ、印刷機にて処理（加工・修正・印刷）を行うこと。

(付則) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成26年4月1日一部改正。

※1 「児童等」とは、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文部科学省告示第161号：平成16年11月11日）に定義する「生徒等」に準じた以下の者をいう。

- ①現時点で学校において教育を受けている者
- ②新入生保護者説明会への参加者等、現時点で学校における教育を受けようとする者
- ③卒業生、他校への転出者等、過去に学校において教育を受けた者